

○半田市高度先端産業立地促進条例施行規則

平成二十三年十二月二十六日

規則第十九号

改正 平成二八年三月三十一日規則第二三号

令和二年六月二二日規則第三一号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(生活環境への配慮事項)

第三条 条例第五条第一項第四号及び同条第二項第四号の規則で定める適正な配慮は、次のとおりとする。

- 一 公害の防止に関する法令及び環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- 二 新設又は増設（以下「新設等」という。）する工場又は研究所（以下「工場等」という。）の周辺地域の住民に対し、新設等に係る説明会を開催すること。
- 三 新設等する工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者から当該工場等の新設等に関し同意を得ること。ただし、特別の理由がある場合で市長が認めたときは、この限りでない。

(生産性向上計画により省人化される新規常用雇用者)

第三条の二 条例第五条第三項の規則に掲げる生産性向上計画により省人化される新規常用雇用者に算入することができる人数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の人数とする。

- 一 条例第五条第一項第二号 十人
- 二 条例第五条第二項第二号 三人

2 生産性向上計画は、IoT、ロボット等先端設備導入により、労働生産性向上を図るための計画であり、三年から五年までの計画期間において労働生産性向上率が年平均三パーセント以上であることを要件とする。

3 労働生産性、労働生産性向上率及び省人化される人数の算定は、別表のとおりとする。

(指定の申請等)

第四条 条例第六条第一項の指定の申請は、条例第三条第一号の奨励金にあつては、高度先端産業立地奨励措置指定申請書（様式第一）に、条例第三条第二号の奨励金にあつては、中小企業高度先端産業立地奨励措置指定申請書（様式第二）に、それぞれ事業計画書（様式第三）及び必要書類を添付して、新設等する工場等の工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の三十日前の日までに、市長に提出して行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、指定の可否を決定したときは、指定決定通知書（様式第四）又は指定却下通知書（様式第五）により申請者に通知するものとする。

（届出の様式）

第五条 条例第七条に規定する届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- 一 条例第七条第一号に掲げる事由 工事着工届（様式第六）
- 二 条例第七条第二号に掲げる事由 工事完了届（様式第七）
- 三 条例第七条第三号に掲げる事由 操業開始届（様式第八）
- 四 条例第七条第四号に掲げる事由 指定申請書記載事項変更届（様式第九）

（交付の申請等）

第六条 条例第八条の規則で定める時期は、条例第三条第一号の奨励金にあつては、新設等する工場等に課せられる課税各年度の翌年度とし、条例第三条第二号の奨励金にあつては、当該工場の操業を開始した日から一年以内とし、それぞれ奨励金交付申請書（様式第十）及び必要書類を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、奨励金交付決定通知書（様式第十一）又は奨励金交付却下通知書（様式第十二）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第七条 前条第二項の交付決定通知書を受けた指定事業者は、速やかに奨励金交付請求書（様式第十三）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付の時期）

第八条 奨励金は、前条の交付請求書の提出があつた後に交付するものとする。

2 条例第三条第二号の奨励金は、二回を限度として分割して交付することができるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第九条 奨励金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(奨励金の返還等)

第十条 市長は、条例第九条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは奨励金返還請求書(様式第十四)により、奨励金の全部又は一部の交付を取り消したときは奨励金交付取消通知書(様式第十五)により指定事業者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第十一条 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた指定事業者は、当該決定に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた指定事業者が、納付期限までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(地位の承継申請等)

第十二条 条例第十条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに承継申請書(様式第十六)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに内容を審査し、承継の承認の可否を決定したときは、承継承認通知書(様式第十七)又は承継承認却下通知書(様式第十八)により通知するものとする。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則の規定は、施行日以後に本市で高度先端産業に係る工場等の新設等に係る工事に着手する事業者について適用する。この場合において、当該事業者が施行日から平成二十四年五月二十九日の間に工事に着手する場合における第四条第一項に規定する申請期限の適用については、同項中「新設等する工場等の工事に着手する日(工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日)の三十日前の日まで」とあるのは、「平成二十四

年四月三十日まで」とする。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであつて、この規則の施行前にされた処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に対するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月二二日規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表（第3条の2関係）

区分	算定式
労働生産性	$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / (\text{労働者数} \text{又は} \text{労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間})$
労働生産性向上率	$(\text{計画最終事業年度の労働生産性} - \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}) / \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}$
省人化される人数	$\text{当該工場の常用雇用者数} / (1 - \text{労働生産性向上率} / \text{計画期間}) - \text{当該工場の常用雇用者数}$

様式第1（第4条関係）

高度先端産業立地奨励措置指定申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第4条に基づき、次のとおり申請します。

- 1 立地場所
- 2 立地の態様
新設・増設（拡充・建て替え・機械設備の設置）
- 3 着工予定年月日
- 4 添付書類
 - （1） 事業計画書（様式第3）
 - （2） 法人の登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
 - （3） 定款又は規約
 - （4） 工場用地及び建築物の位置図、敷地図、配置図及び建築図（平面図及び立面図）
 - （5） 土地及び家屋の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し
 - （6） 高度かつ先端的な技術性を説明する資料等
 - （7） 今後の事業の見通しを説明する資料
 - （8） 会社の概要を説明するパンフレット等
 - （9） 周辺住民等説明会記録
 - （10） その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

中小企業高度先端産業立地奨励措置指定申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第4条に基づき、次のとおり申請します。

- 1 立地場所
- 2 立地の態様
新設・増設（拡充・建て替え・機械設備の設置）
- 3 着工予定年月日
- 4 添付書類
 - （1） 事業計画書（様式第3）
 - （2） 法人の登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
 - （3） 定款又は規約
 - （4） 工場用地及び建築物の位置図、敷地図、配置図及び建築図（平面図及び立面図）
 - （5） 土地及び家屋の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し
 - （6） 高度かつ先端的な技術性を説明する資料等
 - （7） 今後の事業の見通しを説明する資料
 - （8） 会社の概要を説明するパンフレット等
 - （9） 周辺住民等説明会記録
 - （10） その他市長が必要と認める書類

様式第3（第4条関係）

事業計画書

本 社 所 在 地	
会 社 等 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
担当者（職・氏名）	
連 絡 先	

1 会社等の概要

- (1) 資本金 円
- (2) 従業員数 人
- (3) 業種（日本標準産業分類）

2 工場の概要

- (1) 土地
- 敷地面積 m²
- 取得年月日 年 月 日（所有権を取得した日）
- 賃貸年月日 年 月 日
- (2) 家屋の概要
- 建物面積 m²
- 延床面積 m²
- 取得年月日 年 月 日（所有権を取得した日）
- 賃貸年月日 年 月 日
- (3) 償却資産の概要
- 資産内容
- 取得年月日 年 月 日
- (4) 土地を除く固定資産取得費用
（内訳：家屋 円・償却資産 円）
明細を添付してください。
- (5) 新規雇用従業員数 人
- (6) 操業開始時期 年 月 日
- (7) 事業概要及び目的
- (8) 製造する製品の内容
- (9) 市以外の補助金の有無 有・無
有の場合その内容

様式第4（第4条関係）

指定決定通知書

第 年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けの指定申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第4条に基づき、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 工場等の所在地
- 4 工場等の名称
- 5 条件

様式第5（第4条関係）

指定却下通知書

第 年 月 日
号

様

半田市長

印

年 月 日付けの指定申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第4条に基づき、下記のとおり指定の却下を決定しましたので通知します。

記

却下理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に半田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 (第 5 条関係)

工事着工届

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
(個人の場合は住所、氏名)

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第 5 条に基づき、次のとおり届出
します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 着工年月日 年 月 日
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 立地場所

様式第7（第5条関係）

工事完了届

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第5条に基づき、次のとおり届出
します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 立地場所

様式第 8 (第 5 条関係)

操業開始届

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
(個人の場合は住所、氏名)

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第 5 条に基づき、次のとおり届出
します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 操業開始年月日 年 月 日
- 3 立地場所

様式第9（第5条関係）

指定申請書記載事項変更届

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第5条に基づき、次のとおり届出
します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 変更内容
- 3 変更理由

様式第10（第6条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）
電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第6条に基づき、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
奨 励 金 申 請 額	円
建 物 の 種 別	工場・研究所・附帯施設
立 地 の 態 様	新設・増設（拡充・建て替え・機械設備の設置）
立 地 場 所	
業 種	
奨 励 金 算 定 額	高度先端産業立地奨励金 固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）納税額 円
	中小企業高度先端産業立地奨励金 固定資産取得費用（土地を除く） × 5% = 円 × 10% = 円
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日
事 業 内 容	

備考 奨励金算定額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、奨励金申請額とします。

- 添付書類
- 1 工事請負契約書及び工事見積書の写し
 - 2 課税資産明細書及び市税納税証明書の写し
 - 3 指定決定通知書の写し

様式第 1 1 (第 6 条関係)

奨励金交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

半田市長

印

年 月 日付けの交付申請について、半田市高度先端産業立地
促進条例施行規則第 6 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 決定年月日 年 月 日
- 3 決定金額 円
- 4 条件

様式第12（第6条関係）

奨励金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けの交付申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第6条に基づき、下記のとおり交付の却下を決定しましたので通知します。

記

却下理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に半田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13（第7条関係）

奨励金交付請求書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第7条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	ふりがな 口座名義人
銀行 信用金庫 農協	普通・当座		

様式第14（第10条関係）

奨励金返還請求書

第 年 月 日 号

様

半田市長

印

年 月 日付で交付した奨励金について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第10条に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 返還請求額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に半田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15（第10条関係）

奨励金交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けの交付決定について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第10条に基づき、下記のとおり交付の取消を決定しましたので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 取消金額 金 円
- 3 却下理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に半田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16（第12条関係）

承継申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

電話番号

年 月 日付けの指定申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第12条に基づき、次のとおり申請内容を変更したいので申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 承継の内容
- 3 理由
- 4 添付書類
 - (1) 指定決定通知書
 - (2) 承継に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第17（第12条関係）

承継承認通知書

第 年 月 日 号

様

半田市長

印

年 月 日付けの承継申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第12条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 承継の内容

様式第18（第12条関係）

承継承認却下通知書

第 年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けの承継申請について、半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第12条に基づき、下記のとおり承認の却下を決定しましたので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 承継却下の理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に半田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1 (第4条関係)

様式第2 (第4条関係)

様式第3 (第4条関係)

様式第4 (第4条関係)

様式第5 (第4条関係)

様式第6 (第5条関係)

様式第7 (第5条関係)

様式第8 (第5条関係)

様式第9 (第5条関係)

様式第10 (第6条関係)

様式第11 (第6条関係)

様式第12 (第6条関係)

様式第13 (第7条関係)

様式第14 (第10条関係)

様式第15 (第10条関係)

様式第16 (第12条関係)

様式第17 (第12条関係)

様式第18 (第12条関係)